

# 災害時に支援が必要な人を みんなで支えましょう



☎福祉政策課☎43-9258☎市ホームページ内で「災害時要援護者支援事業」を検索

市では、地震や豪雨などの災害が発生したとき、自力では避難できない重度の障がい者や介護が必要な人(災害時要援護者)が、地域の支援を受けて避難できる仕組みづくりを進めています。支援を希望する人は、あらかじめ市で作成する名簿への登録が必要です。登録手続きをした人には「救急医療情報キット※」を無料で配布しています。

災害時の迅速な避難を支援し、安全を確保する体制を整えるためには、地域の皆さんのご協力が不可欠です。災害時要援護者の支援にご協力をお願いします。

※救急医療情報キット…保険証やお薬手帳の写し、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を専用のケースに入れ、冷蔵庫の扉などに張り付けて保管し、災害時や救急搬送時に備えるものです。



救急医療情報キット

## 登録

### 災害時要援護者として登録できる人

下記の対象要件の認定・交付を受けている人や特定難病患者、または同様の状態にある人で、生活の実態が自宅にある人が対象です。

#### 対象要件

介護保険の要介護3～5

身体障害者手帳1～3級

愛護(療育)手帳A

### 2つの登録パターンがあります

- **A登録(要避難支援)** 単身世帯または高齢者や障がい者のみの世帯であるため自力での避難が困難な人
- **B登録(要情報伝達)** 家族と同居しているなどにより、A登録には該当しないが、避難行動に時間がかかる人

### 登録を希望する人は、申請書の提出が必要です

申請書を、福祉政策課、各市民サービスセンター、南郷事務所に郵送するか直接提出してください。

※申請書は、福祉政策課の窓口または市ホームページで入手できます。

## 名簿のデータ化

市が災害時要援護者名簿を作成し、避難に必要な情報を地域の支援者へ提供します。



## 名簿の共有

### 地域の支援者

- **民生委員・町内会・自主防災組織**
  - ▷ 避難支援者 近所の災害時要援護者の避難行動を支援します。
  - ▷ 情報伝達支援者 訪問や電話での早めの情報提供で避難行動を促します。
- **消防本部・警察など**

## ～市民の皆さんへ～

避難支援者または情報伝達支援者としてご協力いただける人は、お近くの民生委員または福祉政策課へお問い合わせください。

## 災害時要援護者の避難のイメージ

### 災害発生



地域の支援者が要援護者宅へ向かう



安全確認や避難場所への誘導を行う